

兵庫県営住宅家賃等の減免及び徴収猶予実施要綱

(目的)

第1条 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和35年規則第42号。以下「規則」という。）第11条に定める家賃、割増賃料及び敷金の減免又は徴収猶予（以下「減免等」という。）の実施については、この要綱の定めるところによる。

(基本方針)

第2条 この要綱の運用に当たっては、生活保護法（昭和25年法律第144号）による現行の民政政策を勘案して、先ず同法による住宅扶助の受給の意志を確認し、その上で減免等の措置を講ずるものとする。

(家賃の減免等の対象)

第3条 家賃の減免及び徴収猶予の対象となる者は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 入居者（同居者を含む。以下同じ。）が生活保護法により住宅扶助（以下「住宅扶助」という。）を受けている場合で、当該住宅の家賃が住宅扶助基準の限度額を超えるとき。
- (2) 入居者が病気による入院加療のため、住宅扶助の支給を停止されたとき。
- (3) 入居者の収入（継続的な課税所得に、非課税となっている年金、給付金等の収入を加算し、公営住宅法施行令〔昭和26年政令第240号。以下「政令」という。〕第1条第3号の例により算出した額。以下同じ。）が 80,000円（以下「減免基準額」という。）以下となり、かつ家賃を支払うことが困難と認められるとき。
- (4) 入居者が6ヶ月以上の療養を要する病気にかかり、収入から当該療養に要する必需費用の月額額の8割を控除した額が減免基準額以下のとき。
- (5) 入居者が災害によって著しい損害を受けたとき。
- (6) 入居者の政令第1条第3号の規定の例により算出した額が減少したことに伴い、規則第18条の規定の例により算出した額を当該住宅の家賃が超えるとき。
- (7) 市町合併による立地係数の変更に伴い、前年度より家賃が上昇する住宅に引き続き居住するとき。
- (8) その他、知事が特に必要と認めたとき。

(家賃の減免等)

第4条 前条各号に定めるところにより家賃を減免する場合、減免額は次のとおりとする。

- (1) 前条第1号及び第6号については、その超える額を減免する。
- (2) 前条第2号については、免除する。
- (3) 前条第3号及び第4号については、次のとおりとする。

ア 入居者負担額は、世帯総収入に一定の家賃負担率を乗じて算出する。

世帯人数	1月あたりの負担額
1～4人世帯	年間総収入×15%÷12月
5人以上世帯	年間総収入×13%÷12月

イ ただし、減免率の上限は本来家賃の60%、減免額の上限は20,000円とし、減免後家賃が近傍同種の住宅の家賃に20%を乗じた金額（阪神・淡路大震災による被災高齢者（名義人が75歳以上で、単身または夫婦のみの世帯）については4,500円）以下となるときは、当該金額を最低負担額とする。

また、1月あたりの負担額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(4) 前条第7号については、次のとおりとする。

ア 減免開始期日

合併期日が4月1日である場合は、4月1日が属する年度から、合併期日が年度途中である場合は、翌年度4月1日からとする。

イ 減免額

新立地係数、旧立地係数で算出した本来家賃の差額に下表のとおり乗じた額を新立地係数本来家賃から減額する。

負担調整開始年数	減額率
1年目	3/4
2年目	2/4
3年目	1/4

(5) 前条第5号及び第8号については、その都度、知事が定める。

2 知事が特に必要と認めたときは、家賃の徴収を猶予することができる。

(割増賃料の減免等)

第5条 収入超過者が第3条第4号、第5号及び第7号に該当する場合は、割増賃料を免除する。

2 知事が特に必要と認めたときは、割増賃料の徴収を猶予することができる。

(敷金の免除等)

第6条 知事が特に必要と認めたときは、敷金を免除することができる。

2 知事は、入居者が第3条に準ずる場合においては、敷金の徴収を猶予することができる。

(減免の適用除外)

第7条 減免申請者が次の要件に該当する場合は、減免対象者であっても減免しないものとする。

ただし、要件の詳細については、別途、「兵庫県営住宅家賃等の減免及び徴収猶予実施要領」に定める。

- (1) 知事から住宅の交換または移転を指示され、相当の理由なくしてこれに従わない場合
- (2) 家賃、駐車場利用料金または共益費のいずれかを3ヶ月以上滞納している場合
- (3) 新規入居者で、家賃、駐車場利用料金または共益費のいずれかの支払いを満3ヶ月分以上確認できない場合

(減免の手続)

第8条 家賃、割増賃料及び敷金の減免を受けようとする者は、減免申請書(別記様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 市町村長の発行する所得または課税証明書[事業所得者にあつては、確定申告書の控え(青色申告を行っている場合は、青色申告決算書の控え)]
- (2) 18歳以上で無職の者にあつては、扶養されていることを証する書類
- (3) 病気、災害等については、関係機関の発行するその事実を証する書類
- (4) 課税所得のない入居者にあつては、その生計費の出所を明らかにする書類
- (5) 非課税所得とされる遺族年金、障害者年金、児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当の受給証書等
- (6) 生活保護を受けている者にあつては、福祉事務所の発行する受給証明書
- (7) 失業中の者にあつては、雇用保険受給資格者証の写し
- (8) 金融機関受領済みの口座振替依頼書の控え

2 知事は、前項の規定に基づき、家賃、割増賃料又は敷金の減免を決定したときは、減免決定通知書(別記様式第2号)により申請者に通知するものとする。

3 第3条第7号による減免の場合は、入居者の申請手続き等は省略するものとする。

(減免の取消)

第9条 前条の減免を受けた者が、減免の必要がなくなった場合においては、直ちに知事に届出なければならない。

ただし、生活保護の住宅扶助の受給開始に伴い減免を停止する場合は、減免を受けた者による生活保護受給証明書の提出をもって届出があったものとみなすことができるものとする。

- 2 前項の規定に違反した場合又は虚偽の申請により減免を受けた者について、その事実が明らかになったときは、知事は、減免の決定を取り消すとともに、既に減免された家賃等を徴収する。
- 3 知事は、減免を受けている者が、その期間中に家賃等を滞納したときは、滞納した月以降の減免を取り消すことができる。
- 4 知事は、前項の規定に基づき、減免を取り消したときは、減免決定取消通知書（別記様式第5号）により入居者に通知するものとする。

(徴収猶予の手續)

第10条 家賃、割増賃料及び敷金の徴収猶予を受けようとする者は、第8条に準じ、徴収猶予申請書（別記様式第3号）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の申請を承認したときは、申請者に対して、承認通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

(減免等の期間)

第11条 減免等の期間は、1年以内とする。ただし、知事が必要と認めた場合は更新することができる。

(実施の細目)

第12条 この要綱の実施に必要な事項は、県土整備部住宅参事が定める。

附則

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から適用する。
- 2 兵庫県営住宅家賃等の減免及び徴収猶予実施要綱（平成4年1月1日）は廃止する。
- 3 この要綱は、平成16年10月1日から適用する。
- 4 この要綱は、平成17年4月1日から適用する。
- 5 この要綱は、平成26年11月1日から適用する。
- 6 この要綱の適用に伴う負担額が、改正前の要綱の適用に伴う負担額と比較して5,000円を上回る場合は、要綱改正前後の負担額の差額を毎年5,000円を限度に引き上げ、最大4年間で移行させる。

ただし、本要綱改正以降の平成26年度中の家賃の減免額については、改正前の要綱により算定する。その際、減免申請者が家賃の分納または納付誓約による家賃納付に係る猶予措置を受けている場合は、その申請を受け付けない。

年度	各年度の入居者負担額
平成27年度	平成27年度の改正前負担額+5,000円（<平成27年度の改正後負担額）
平成28年度	平成28年度の改正前負担額+10,000円（<平成28年度の改正後負担額）
平成29年度	平成29年度の改正前負担額+15,000円（<平成29年度の改正後負担額）
平成30年度	平成30年度の改正後負担額

- 7 この要綱は、平成27年11月1日から適用する。